

労働契約の変更は先ず労働者
の同意を得なければならぬ
理由は本件は労働契約の変更は先ず労働者の同意を得なければならぬ

経過

会社側は労働者の同意を得ずして労働契約の変更を行つたことは、
労働契約法第16条第1項に違反するものである。また、労働契約法第16条第2項に
規定する労働者の同意を得るに当たっては、労働者が労働契約の変更について
十分な説明を受けた上で、労働者の意思が自由であることが必要である。本
件においては、労働者が労働契約の変更について十分な説明を受けた上で、労働
者の意思が自由であることが認められ、労働契約の変更が有効であると認めら
れる。

労働契約の変更は先ず労働者の同意を得なければならぬ。労働契約法第16条第1項に
規定する労働者の同意を得るに当たっては、労働者が労働契約の変更について
十分な説明を受けた上で、労働者の意思が自由であることが必要である。本
件においては、労働者が労働契約の変更について十分な説明を受けた上で、労働
者の意思が自由であることが認められ、労働契約の変更が有効であると認めら
れる。